

村山市 公告 第 10 号

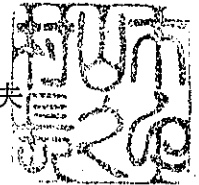
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により村山市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定によりこの旨を公告する。

ただし、下記事項を記載した書類は村山市農林課内に保管する。

令和5年3月17日

村山市長

志布 隆夫



記

村山市農用地利用集積計画 19件

内訳

- ・所有権移転 2件
- ・利用権移転 0件
- ・利用権設定 17件